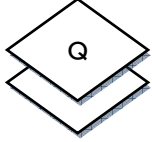




労働相談Q & Aで解決！

退職させてもらえない(雇用期間の定めあり)



雇用期間1年の労働契約で働いています。家庭の事情で会社を辞めなければならなくなりました。雇用期間の途中でも辞めることはできるでしょうか。

A 雇用期間の定めがある場合は、その期間を守る義務があり、やむを得ない事由がない限り、雇用期間の途中で一方的に辞めることはできません。事情を会社の人事権のある人に話し、会社にも損害を与えないような時期に退職できるよう調整することをお勧めします。

解説はこちら

- 雇用期間の定めがある有期労働契約は、労働者、使用者双方、その雇用期間を守る義務があります。
- 労働者は、長期の病気治療など、やむを得ない事情があるときに限って、直ちに契約を解除することができます。
- 途中で会社を辞めることにより、会社に損害を与えた場合は、損害賠償の請求を受けることがあります。

どうすれば？

- まずは、退職しなければならない事情や理由を整理し、辞めることを会社に合意してもらえるか確認してみましょう。
- 辞める際に、損害賠償を請求された場合は、その理由と金額の根拠を示してもらいましょう。
- どうしても辞めたいが辞められない場合や自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電 話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内（管轄区域：都留及び鯉沢労働基準監督署以外の地域）

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内（管轄区域：都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡）

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内（管轄区域：南巨摩郡、西八代郡）

電話 0556 (22) 3181